

鶴見川流域水害対策計画の構成

概要及び現状と課題 第1章

● 流域の概要

● 河川の概要

● 下水道の概要

【総合治水対策の沿革】
 昭和51年
 [鶴見川流域水防災計画委員会]設置

昭和54年
 [総合治水対策特定河川]指定

昭和55年
 [鶴見川流域総合治水対策協議会]設置

昭和56年
 [鶴見川流域整備計画]策定

平成元年
 [鶴見川新流域整備計画]策定

平成17年
 「特定都市河川」
 ・「特定都市河川流域」指定

【現状の課題】
 市街化が進み、河川沿いには家屋が密集した鶴見川流域では従来の河川及び下水道整備のみで浸水被害の防止に対応することが困難

河川

[鶴見川新流域整備計画]の目標降雨で発生する洪水を安全に流下させることができない

下水道

時間雨量約50mmを上回る降雨が発生した場合には、十分な雨水排除ができない

流域

防災調整池等の雨水貯留浸透施設が不足。今後も更なる設置が必要

基本的な考え方と計画の目標 第2章

計画の主旨

特定都市河川浸水被害対策法第4条に基づき、浸水被害の防止を図るための対策に関する計画を定める

基本的な考え方

河川管理者、下水道管理者、地方公共団体等及び流域住民と連携して浸水被害対策を推進する

- 河川整備・下水道整備の推進
- 流域対策の徹底
- 雨水貯留浸透施設整備の推進
- 流域流出量の抑制
- 保水・遊水機能の保全
- 浸水被害拡大防止対策の推進

計画の対象期間

概ね30年間
 河川及び下水道整備の進捗、河川状況、社会経済の変化等にあわせ、必要な見直しを行う

計画対象区域

特定都市河川流域全体
 流域内の一級河川
 鶴見川、矢上川、早淵川、鳥山川、砂田川、大熊川、鴨居川、恩田川、梅田川、麻生川、真光寺川

目 標

河 川

【国土交通省管理区間】
 ● 戦後最大降雨
 (S33.9狩野川台風)

【東京都・神奈川県・横浜市管理区間】
 ● 概ね10年に1回発生する降雨

上記降雨により発生する洪水流量を安全に流下させる

下水道

【自然排水区域】
 ● 概ね5年に1回発生する降雨

【ポンプ排水区域】
 ● 概ね10年に1回発生する降雨

上記降雨による浸水被害を防止する

流域分担量

【流域での対策】
計画の前提条件
 既設雨水貯留浸透施設
 第9条許可により新たに整備される雨水貯留浸透施設

- ・ 地方公共団体により新たに整備される雨水貯留浸透施設等
- ・ 下水道管理者による雨水貯留管等

【河川での対策】
 ・ 河川調整池、洪水調節施設

目標達成に向けた取り組み 第3章

河 川

河川管理者が実施する主な河川工事

- ・ 河道断面の確保対策
- ・ 洪水調節施設整備
- ・ 河川調整池の整備

特定都市河川整備位置図



下水道

下水道管理者が実施する内水排除、貯留施設の整備

- ・ 下水道施設の整備
- ・ 貯留管等の整備

特定都市下水道施設位置図



流域対策

流域内の地方公共団体等が実施する対策

- ・ 貯留施設の整備
- ・ 浸透施設の整備
- ・ 自然地の保全

ポンプ運転操作

効果的に都市洪水・都市浸水を軽減するため、下水道ポンプ施設の調整運転ルールを定める

第3章

第4章

第5章

第6章

浸水被害の軽減・拡大防止を図る措置 第7章

【防災情報の事前周知】
 浸水被害が発生した場合の避難活動に資するための防災情報の作成・公表による周知

- ・ 都市洪水想定区域図
- ・ 都市浸水想定区域図
- ・ 洪水ハザードマップ
- ・ 広報及び防災教育

【情報収集・伝達】
 関係機関の迅速、確実な情報交換及び住民からの情報提供など防災情報の共有システムの構築

第7章

その他被害の防止を図るために必要な措置 第8章

【流域水害対策計画の推進】
 関係部局連携・調整して流域全体の安全度を向上

【モニタリング】
 毎年、モニタリングを実施し公表

- ・ 事業の進捗状況
- ・ 流域内の開発状況
- ・ 雨水貯留浸透施設の整備状況

【計画の見直し】
 モニタリング結果を検証し、進捗等を調整する。

【流域対策基金】
 流域全体の課題へ対処するための基金の創出の検討

【住民対策の促進】
 必要性・重要性について啓発活動を実施する。

第8章